

発議第25号

エッセンシャルワーカーへのPCR検査の実施を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年12月10日

提 出 者

市議会議員 清 水 みな子

〃 高 坂 進

エッセンシャルワーカーへのPCR検査の実施を求める決議

今定例会で、65歳以上の市民等に対して唾液によるPCR検査を行う補正予算が提案され、可決された。これは、新型コロナウイルスの感染で重症化が懸念される高齢者に検査を行うことにより、早期の感染を発見し、早期に保護をするという点でも、また、陰性であることが分かることによって安心して暮らし、社会活動に参加できるようにするという点でも多くの市民に喜ばれる施策である。新型コロナウイルスの感染で無症状者がたくさんおり、その無症状者からも感染するということが指摘され、それに対する対策が重要であると強調されている。本当に安心して暮らしていくためには、すべての市民が必要とするときにPCR検査を受けられるようにすることである。それが、検査体制や財政の問題でできないとしても、最低限、今行わなければならないのは、病院で働く方々、老人施設や保育所、幼稚園、学校で働く教員など、教育や社会保障の分野で働く、エッセンシャルワーカーへのPCR検査を必要に応じて行うことである。

そのためには、エッセンシャルワーカーへのPCR検査体制の早急な整備が必要である。今回の高齢者へのPCR検査に加え、エッセンシャルワーカーへのPCR検査を定期的に行うよう求める。

よって、本市議会は市に対し、エッセンシャルワーカーへPCR検査を実施するよう強く要望する。

以上、決議する。

提案理由

エッセンシャルワーカーへのPCR検査の実施を求めるため本決議を提案するものである。